

天草家保通信平成30年1月号



〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
 ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

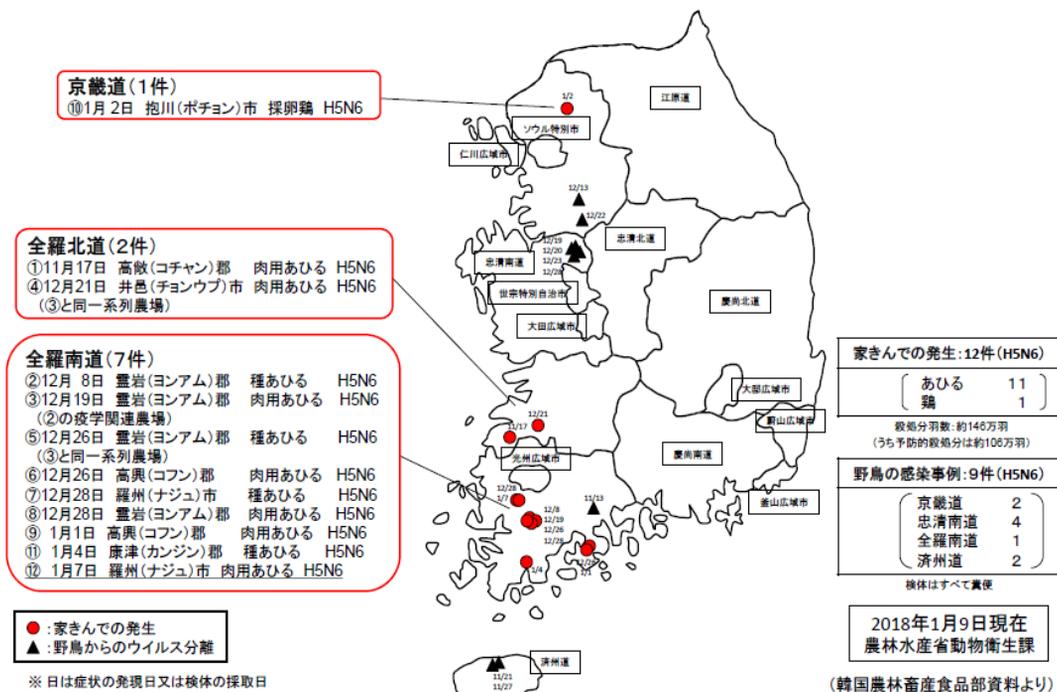
平成29年11月から、韓国の家きん飼養農場において、12件の高病原性鳥インフルエンザ（以下、本病）の発生が確認されています。

また、国内では島根県松江市で11月5日～12日に回収された死亡野鳥7羽から本病ウイルスが検出されています。

このような近隣諸国での発生状況及び本病ウイルスの国内への侵入状況を踏まえ、鶏飼養農家の皆様に、家きん舎への本病ウイルスの侵入防止対策及び飼養家きんの異常の早期発見・通報の徹底をお願いします。

また、管内で本病が発生した場合は、畜産関係者の皆様にはまん延防止のための防疫措置等に御協力頂きますので、緊急連絡体制についても、再度御確認をよろしくお願ひします。

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）



農林水産省ホームページより

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
 天草家畜保健衛生所 電話番号 0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



豚流行性下痢の発生状況について

昨年の12月30日に、熊本地域（振興局単位）において豚流行性下痢（PED）が発生しました。養豚農家の皆様に、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした本病の侵入対策の徹底をお願いします。

PEDの発生状況（農林水産省HPより）

平成30年1月5日現在

発生都道府県	初発事例確認日	累計発生農場数	発生農場数		非発生農場割合	累計発症頭数	累計死亡頭数	頭数の最終確認日
			発生農場数	非発生農場数				
愛知県	平成29年9月27日	1	1	0	0%	2	0	平成29年9月27日
茨城県	平成29年11月13日	4	4	0	0%	1,256	7	平成29年12月28日
千葉県	平成29年11月17日	1	1	0	0%	170	30	平成29年11月17日
群馬県	平成29年12月13日	1	1	0	0%	300	0	平成29年12月13日
熊本県	平成29年12月30日	1	1	0	0%	217	0	平成29年12月30日
宮崎県	平成29年12月30日	1	1	0	0%	70	0	平成29年12月30日
6県		9	9	0	0%	2,015	37	

PEDの発生状況

症状

- 豚とイノシシに感染し、全ての日齢の豚で嘔吐・水様性の下痢を呈する。
- 10日齢以下のほ乳豚で、高い死亡率。
- 繁殖・肥育豚での死亡は、ほとんど無い。

対策

- 車両消毒、衛生管理区域専用の長靴・作業着の使用などによる農場内への侵入防止。
- 導入豚は隔離飼育。
- 母豚への適切なワクチン接種。
- 毎日の豚の観察の徹底。
- 異常が認められた際は管理獣医師や家畜保健衛生所に直ちに通報する。
- 農場立入者の記帳。



黄色水溶性下痢便

消毒について

畜産関連施設入退場時

- 施設入口の石灰帯や車両消毒ゲートによる消毒。
- 動力噴霧器等を用いて荷台やタイヤまわり、運転席のハンドルやマットの消毒。
- 施設で使用した前掛け、手袋及び長靴等の消毒。

農場入場時

- 衛生管理区域内に入る際には、必ず荷台等車両全体の消毒。
- 人や物による病原体の侵入を防止するため、必ず農場専用の衣服、長靴に交換して作業する。

	炭酸ナトリウム※1	ヨウ素系	塩素系	アルデヒド系	複合	逆性石けん※2
1. 車体の洗浄	○	× (腐食)	× (腐食)	○	× (腐食)	○
幌（おおい）	○	× (着色)	○	○	○	○
2. タイヤ	○	○	○	○	○	○
タイヤハウス	○	× (腐食)	× (腐食)	○	× (腐食)	○
3. エンジンルーム	○	× (腐食)	× (腐食)	○	× (腐食)	○

参考・車両消毒に係る消毒薬の適正 農林水産省HPより抜粋

本年もよろしくお願いたします

明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。

年末年始においても、近隣諸国においては依然として口蹄疫やHPAIの発生が報告されています。

今後、春節（中国では2月16日）及び平昌五輪の開催により人や物の動きが一層激しくなることが予想され、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられますので、ウイルス侵入防止対策の徹底及び異常家畜の早期発見・通報について、よろしくお願いたします

本年も職員一同緊張感を持って防疫、衛生対策を実施していく所存ですので、関係者皆様方の御協力をお願いいたします。



平成30年定期報告について

平成23年の家畜伝染病予防法改正により、家畜の飼養者は2月1日時点での家畜の飼養状況について県知事に毎年報告することが義務づけられています。既に、様式が届いている頃だと思しますので、期日までの提出をお願いします。また、関係者の皆様におかれましては、御協力をよろしくお願いたします。

また、小規模飼養者(※)についても2月1日時点での飼養頭羽数を報告することが義務づけられていますので、こちらも併せて提出をお願いします。様式については家畜保健衛生所または各市町へお尋ね下さい。

※小規模飼養者：以下の条件に該当する家畜飼養者

水牛・馬：1頭まで

豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿：1～5頭まで

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：1～99羽まで ダチョウ：1～9羽まで

海外悪性伝染病発生状況

病名	発生地	最終発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	11月29日	牛、豚、羊	O型
アフリカ豚コレラ	ロシア	12月6日	豚 野生いのしし	
高病原性 鳥インフルエンザ	韓国	1月2日	採卵鶏	H5N6
		1月7日	あひる	

平成30年1月7日時点